

# 飲食店営業のみなさんへ

## 騒音公害防止に協力を！！



大田区 環境清掃部 環境対策課

# 騒音の規制

飲食店に限らず、地域と時間によって騒音の規制が以下のように定められています。

## 地域別・時間別の音量基準

(条例第 136 条：東京都環境確保条例)

地域別等に定められた音量基準を超える騒音を発生させてはなりません。

単位 (dB)

	午前 6 時	午前 8 時	午後 7 時	午後 11 時	午前 6 時
第一種区域	・第一種低層住居専用地域 ・第二種低層住居専用地域 ・田園住居地域	40	45	40	40
第二種区域	・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域	45	50	45	45
第三種区域	・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域	55	60	午後 8 時 55	50

## ★お店の音を調べてみましょう

夜は周囲が静かになるので、わずかと思われる音でも問題となることがあります。

◎お店の外に出て、カラオケなどの音が漏れているかどうか調べてみてください。

窓・ドアのすきまから、換気扇から音が漏れていませんか?  
エアコンなどの室外機の音はどうですか?

◎お店の中も注意してみてください。

カラオケ・ステレオなどの音量を必要以上にあげていませんか?  
スピーカーの向き、設置場所、管理などは適切ですか?  
壁・天井・床の防音効果はどうでしょうか?

# カラオケの規制

さらにカラオケを使用するにあたっては、以下のような規制が上乗せされています。

## カラオケ等の使用規制

(条例第131条：東京都環境確保条例)

### 午後11時から翌朝6時まで

全ての地域で、原則として、カラオケ等の使用が禁止されています。

#### ◎ 対象営業は

飲食店営業及び喫茶店営業です。

#### ◎ 対象地域は

都内全域です。

#### ◎ 対象機器は

カラオケ装置、ステレオ、拡声装置、有線ラジオ、録音・再生装置、楽器です。

#### ◎ 特例として

防音対策を講ずることにより音が営業所の外部に漏れない場合及び、次の場所では使用できます。

(ただし、地域別に定められた音量基準を越えないこと。)

※地下街

※住宅、病院等から 50m 以上離れた場所

(商業地域にある住宅等からは 20m 以上離れた場所)

## ★事前の対策

#### ○未然に騒音防止を

騒音公害をなくすためには、あらかじめ防音対策をとることが効果的です。

苦情等があつてから対策をたてるのは余分な費用や時間がかかるばかりでなく、感情的なこじれなどで解決が非常に難しくなることもあります。

また、音は聞く人の心理的な要因や立場によって同じ音でも感じ方が異なるため、日常生活を通じて近隣の人々との相互理解と協調を深めることが、騒音のトラブルを未然に防ぐことにもなります。

# 防音対策と留意点

## 窓・ドア

- ★すき間を遮音用パッキンでうめる
- ★ドアは重みのあるしっかりしたものにする
- ★二重構造にする
- ★開けっぱなしにしない

## 換気扇

- ★低騒音型にする
- ★吸音材を内貼りしたダクトを取り付ける

## エアコン

- ★低騒音型にする
- ★室外機は設置場所に注意して隣の住宅から離す

## カラオケ・ステレオ

- ★音が外にもれない程度に音量目盛りを固定する
- ★音量調節は店のひとがする

## スピーカー

- ★住宅の方に向けない
- ★壁に密着して取り付けない
- ★必要最小限の数にする

## 壁・床・天井

- ★厚手のカーテンをつける
- ★すき間をうめる
- ★床にじゅうたんを敷く
- ★遮音材・吸音材を効果的に使う

## 人の声

- ★店先で、大きな声でお客の送り迎えをしない

騒音測定、防音対策等については区役所までご相談ください。  
また、区では騒音計の貸し出しを行っています。(予約が必要になりますので事前に連絡して下さい。)

### 問い合わせ先

大田区環境清掃部 環境対策課 環境調査指導担当

TEL 03(5744)-1369